

令和7年度

教育文化活動奨励

第19回「やまがた未来賞」

〔募集要項〕

令和7年6月

公益財団法人 日本教育公務員弘済会山形支部

令和7年度 教育文化活動奨励「やまがた未来賞」

【募集要項】

公益財団法人日本教育公務員弘済会山形支部（以下「本支部」という。）は、昭和28年設立以来、教育の振興と教職員の福祉に寄与するため、教育振興事業（奨学事業、教育研究助成事業、教育文化事業）と福祉事業を実施してきております。

教育文化事業に位置付ける「やまがた未来賞」は、教育文化の発展に重要である特色ある研究・実践活動に対し助成を行う事業であり、教育の発展・充実に寄与しています。

令和7年度は下記要項のとおり実施します。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 山形支部

2 助成要件

(1) 助成の趣旨

教育文化活動奨励「やまがた未来賞」は、学校教育、社会教育の各分野において、社会・教育・文化の向上発展に重要でありながら、資金が不十分で給付の必要性が高いと認められる特色ある活動、あるいは計画的で継続的な実践に対して支援することを趣旨とします。

(2) 助成の対象にならないもの

- ①営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ②他の機関からの委託によるもの（教育委員会の指定を受けたもの等）
- ③既に終了しているもの

(3) 募集対象

児童・生徒による特色ある継続的で計画的、創造的な教育文化活動で、伝統文化の保護・技能の継承、地域に根差した活動、社会貢献活動を給付対象とします。

(4) 募集要件

応募者は、山形県内の児童・生徒が所属する団体・グループ・学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校）とします。さらに、計画の進行に責任を持ち、奨励金の管理及び事後の報告を確実に行うものとします。

(5) 募集期間 令和7年7月1日（火）～8月29日（金）（必着）

(6) スケジュール

令和7年6月下旬 募集要項配布

8月29日（金） 申請書提出期限（必着）

10月上旬 日教弘山形支部教育振興事業選考委員会・幹事会

10月中旬 採否結果通知

10月31日（金） 贈呈式

11月上旬 奨励金振込

令和8年3月末日 成果報告書提出期限

3 応募方法

(1) 申請書作成・提出

- ①教育文化活動奨励「やまがた未来賞」申請書（やまがた未来賞様式1）に必要事項を記入し、下記あて郵送してください。書類管理の都合上、当支部への持参はお断りします。
※申請書は、当支部ホームページ (<http://www.yamagatakyoko.or.jp/>) からダウンロードすることができます。
- ②申請書を受付後、受領通知書を送付いたします。不着の場合はご照会ください。
- ③提出された書類等は返却しません。

(2) 締切

締切は令和7年8月29日（金）必着とします。

(3) 提出先（問い合わせ先）

〒990-0023 山形市松波四丁目6番15号

公益財団法人 日本教育公務員弘済会山形支部 教育文化事業係

(TEL) 023-622-7211 (FAX) 023-622-7212

<個人情報の取り扱いについて>

- ①申請書に記入された個人情報は、選考および選考結果通知のために使用します。
- ②給付が決定した場合、申請書に記入された団体代表者の氏名、所属、対象テーマ、活動内容、表彰式の模様等を本支部のホームページ、広報紙等で公表することがあります。

4 奨励金の給付

(1) 1件あたりの給付金額

「やまがた未来賞」の給付総額を230万円（見込み額）とし、1件あたりの奨励金の給付金額は50万円を上限とします。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- ①応募者の人件費（共同の場合も含む）
- ②汎用性のある機器（例：パソコン、プロジェクター、複写機）の購入費
- ③組織等の一般管理費等
- ④海外旅費
- ⑤マーチングバンド（吹奏楽）等に係る経費

(2) 奨励金の給付方法

奨励金は、給付対象者が提示した名義の銀行口座に送金いたします。

5 選考

(1) 選考方法

- ①給付対象団体等は、本支部選考委員会の選考後、幹事会の議を経て支部長が決定します。
- ②給付の採否を文書で各申請団体の代表者あてに通知いたします。なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

(2) 選考基準

下記に重点を置いて選考いたします。

視点1：伝統文化の保護・技能の継承、地域に根差した活動、社会貢献活動への助成の価値が認められるもの

視点2：社会・教育・文化の向上発展に重要であり、給付の必要性が高いもの

視点3：方法や手順が整えられており、継続的で、計画の確実な遂行が見込めるもの

なお、申請書の「1(3)予算書・奨励金の使途」については、選考する上での資料といたします。

6 贈呈式

(1)「やまがた未来賞」受賞団体には記念の盾を贈呈いたします。

(2)贈呈式は、10月31日(金)午前中山形市内の会場での開催を予定しています。

※受賞団体の代表者1名の出席をお願いいたします。

7 給付対象者の義務等

(1)給付対象者は、申請書の内容に従って奨励金を使用してください。

(2)使用する際には必ず領収書(コピー可)を取り、年度末までに「やまがた未来賞成果報告書(やまがた未来賞様式2)」と併せてご提出ください。

なお、提出された成果報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。

(3)奨励金の給付金額が30万円以上の対象者には、当支部と覚書を交わしていただきます。

8 奨励金の返還

申請書に記載した予算内容と大きく逸脱した使途や給付対象として適当でない事由が認められたとき、また、万一、故意による虚偽記載が判明した場合は、既に給付した奨励金の全部または一部を返還するものとします。

9 その他

この要項に定めるもののほか、事務処理上必要な事項は、支部長が別に定めるところによります。